七十条第三項並びに第七十一条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十四条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第三十五条から第三十七条まで並びに第七十七条第四項」を「第三十四条から第三十六条まで並びに第七十一条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四十条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第四十三条」を「第四十二条」に、「第三十四条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十五条及び第三十七条」を「第三十四条及び第三十六条」に、「第三十六条並びに第七十七条第四項」を「第三十五条並びに第七十一条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を削り、同条第十項中「第二条第十二項第八号、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十九条第三項」を「第二条第十一項第八号、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十七条第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に、「、第三十三条第三号」を「、第三十二条第三号」に、「第三十四条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第三十三条第三号並びに第三十五条」を「同号並びに第三十四条」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第四十条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第四十三条」を「第四十二条」に、「第三十三条第三号、」を「第三十二条第三号、」に、「第三十四条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第三十一条第一項」に、「並びに第三十三条第三号」を「並びに同号」に、「第三十五条」を「第三十四条」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条を第七十三条とし、第八十条を第七十四条とする。

第八十一条第二項中「第七十九条第十三項」を「第七十三条第十一項」に改め、同条を第七十五条とする。

第八十二条第一項中「第七十七条」を「第七十一条」に改め、「虚偽の報告」の下に「をした場合には、当該違反行為」を加え、第七章中同条を第七十六条とする。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正）

第三条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第三十条」に、「第二十七条―第三十条」を「第三十一条―第三十五条」に、「第三十一条―第三十九条」を「第三十六条―第四十四条」に改める。

第二条に次の四項を加える。

4　この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であって、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

5　この法律において「事業承継等」とは、次に掲げるいずれかの措置をいう。

一　吸収合併（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者である場合に限る。）により当該吸収合併存続会社となり、当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二　新設合併（会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が中小企業者である場合に限る。）により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三　吸収分割（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が中小企業者である場合に限る。）により当該吸収分割承継会社となり、当該吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

四　新設分割（会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が中小企業者である場合に限る。）により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五　株式交換（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が中小企業者である場合に限る。）により当該株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得すること。

六　株式移転（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が中小企業者である場合に限る。）により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七　事業又は資産の譲受け（中小企業者が他の中小企業者から譲り受ける場合に限る。）

八　中小企業者による他の中小企業者の株式又は持分の取得（当該取得によって当該中小企業者が当該他の中小企業者の経営を実質的に支配していると認められているものとして主務省令で定める関係を有するものとなる場合に限る。）

九　事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

6　この法律において「承継等中小企業者」とは、中小企業者が事業承継等を行う場合における当該中小企業者をいう。

7　この法律において「被承継等中小企業者」とは、承継等中小企業者が他の中小企業者から、事業承継等を行う場合における当該他の中小企業者をいう。

第七条第二項第四号中「地域経済牽引事業」を「前号に掲げる者のほか、地域経済牽引事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十四条第二項に規定する認定支援機関

第十一条第二項第一号中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第十三条第一項中「第二十二条第三項」を「第二十三条第三項」に、「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二項第一号中「実施時期」を「実施期間」に改め、同条第三項第四号中「第二十七条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　地域経済牽引事業の実施に当たって、中小企業者が第十九条第二項、第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項

イ　承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称

ロ　事業承継等の内容及び実施時期

ハ　第十九条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める事項

第十三条第五項中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条第八項第二号中「第三項第四号」を「第三項第五号」に改める。

第二十一条を削る。

第二十条第二項の表第十八条第一項の項及び第十九条第一項の項中「第二十条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改め、同表第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号の項中「第二十条第一項各号」を「第二十一条第一項各号」に改め、同表第三十二条第二号の項及び第三十二条第三号の項中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。